

平成25年第1回三笠市議会定例会

平成25年3月6日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 2番 澤田益治氏
 - 9番 武田悌一氏
 - 3 会期の決定
 - 平成25年3月6日 20日間
 - 平成25年3月25日
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - 5 議事
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告） |
| 日程第 4 | 平成24年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について |
| 日程第 6 | 報告第3号 まちづくり調査特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 報告第4号から報告第6号までについて |
| 日程第 8 | 議案第13号から議案第20号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 9 | 議案第2号から議案第4号までについて |
| 日程第10 | 議案第5号から議案第9号までについて |
| 日程第11 | 議案第10号から議案第12号までについて |
| 日程第12 | 議案第21号及び議案第22号について |
| 日程第13 | 議案第23号 三笠市公平委員会委員の選任について |
| 日程第14 | 議案第24号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
-

○出席議員（9名）

議長	1番	谷津邦夫氏	副議長	3番	齊藤且氏
	2番	澤田益治氏		4番	猿田重夫氏
	6番	谷内純哉氏		7番	丸山修一氏
	8番	儀惣淳一氏		9番	武田悌一氏
	10番	高橋守氏			

○欠席議員（1名）

5番 扇谷知巳氏

○説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務福祉部長	松本哲宜氏	総務課長	右田敏氏
財務課長	中原保氏	納税課長	米田廣文氏
市民生活課長	須河恵介氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
企画経済部長	中沢敏男氏	企画振興課長	小田弘幸氏
政策推進主幹	阿部文靖氏	農林課長	森寛氏
商工観光課長	猿田智樹氏	建設管理課長	鈴木英夫氏
建設課長	三宅博文氏	水道課長	千葉俊行氏
会計課長	田中哲也氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏	教育委員長	折笠真仁氏
教育長	北山一幸氏	学校教育課長	高森裕司氏
社会教育課長	松浦基晴氏	博物館長	中村正法氏
病院事務局長	澤上弘一氏	総務管理課長	金子満氏
医事課長	礪瀬孝氏	消防長	永田徹氏
消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏	生活安全センター長	阿部英雄氏
消防課長	木村幸雄氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	清水光一氏	議会係長	坂保徳氏
--------	-------	------	------

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。

開会前ですが、企画振興課から広報みかさ取材並びに報道機関から撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時28分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成25年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、2番澤田議員及び9番武田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

会期は、20日間と決定します。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとしま

す。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 平成24年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について(監報第1号)

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の4 監報第1号平成24年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、監報第1号、平成24年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第3号 まちづくり調査特別委員会報告について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 報告第3号まちづくり調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

丸山委員長、登壇報告願います。

(まちづくり調査特別委員会委員長丸山修一氏 登壇)

◎まちづくり調査特別委員会委員長(丸山修一氏) 平成23年第2回臨時会で決議設置されました「まちづくり調査特別委員会」について、調査の結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細等は、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、平成24年第4回定例会以降、2月14日に開催しました委員会では、1、市立三笠高等学校について、2、移住・定住・子育て支援について、3、三笠ジオパーク構想について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、市立三笠高等学校については、学校説明会、中学校訪問の実施結果について、2、平成25年出願状況について、3、学校寄宿舎の運営経費について調査を行いました。

次に、移住・定住・子育て支援については、1、各事業の利用人員及び効果について、2、移住促進に関するアンケート結果について調査を行いました。

最後に、三笠ジオパーク構想については、1、各ジオサイトの概要について、2、普及活動、実施状況について、3、今後の取り組みなどについて調査を行い、行政から資料の説明を受けた後、各委員から質疑と答弁があったところであります。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号まちづくり調査特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第4号から報告第6号までについて

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の7 報告第4号から報告第6号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 報告第4号三笠市表彰条例及び三笠市非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の専決処分から、報告第6号三笠市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の専決処分まで、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第4号三笠市表彰条例及び三笠市非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市表彰条例別表第1中及び三笠市非常勤特別職職員報酬等条例別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

施行期日は、平成25年2月15日であります。

次に、報告第5号三笠市道路占用料条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、道路法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、道路占用許可対象物件が拡大されたことにより、三笠市道路占用料条例別表第1の占用区分における引用条項を改めるものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

最後に、報告第6号三笠市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国有林野事業特別会計が廃止されたことにより、三笠市下水道事業受益者負担金条例別表第3中「国の企業財産となっている土地」を削除するとともに、以下の条項を繰り上げるものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

いずれも、議会の委任による専決処分事項の指定について、第4項の規定により、報告第4号は、平成25年2月15日付で、報告第5号及び第6号は、平成25年2月18日付で専決処分をしたものであります。

以上、報告第4号から報告第6号まで一括して報告いたしますので、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

報告第4号から報告第6号までについて一括して質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号から報告第6号までは、報告済みとします。

◎日程第8 議案第13号から議案第20号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の8 議案第13号から議案第20号までについてを一括議

題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から平成25年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から平成25年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 平成25年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私は、昨年度から始まりました「第8次三笠市総合計画」の中で「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を本市が目指す将来都市像とし、「誇り」と「挑戦」をまちづくりの姿勢として全力を挙げて取り組んでまいっております。

これからも、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という思いを大切に、これまで以上に市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し、北海道の開拓の先鞭を担ってきたという「誇り」を大切にしながら、人々の心が通い合う安全・安心なまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところであります。

さて、最近の世界経済は、世界主要国の低調な経済活動の根底にあるさまざまな問題が改善される見込みであることから、回復に向かうと予想されております。

我が国においても、昨年末に政権が交代し、三本の矢と呼ばれる経済政策への期待感などから急速な円安・株高が進行しており、日本経済は緩やかな回復に向かうと予想されておりますが、高齢化が進展する中、社会保障費の増大による財政赤字など不安要素もあります。

北海道においては、国内外の景気持ち直しや観光客が震災前の水準に回復するなど、道内の平成25年度実質経済成長率は若干のプラスが予想されますが、少子高齢化や過疎問題などさまざまな政策課題に直面しており、今後、基礎自治体を取り巻く環境は、より一層の厳しさを増すことが懸念されております。

こうした中であって、私は、時代の流れを的確に捉えながら、第8次三笠市総合計画を確実に推進し、着実な行政運営と一層の財政健全化による自立したまちづくりを目指し、明治の時代から多くの人々が行き交った「誇り」ある本市が、輝かしい未来に向け盤石の体制となるよう、市民の皆さんと一緒に「挑戦」してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜われますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「誰もが住んでよかったと思えるまちづくり」であります。

我が国では、少子高齢化が進行しており、人口減少社会を目前に控えた中、本市も少子高齢化と人口減少が進んでおります。

私は、昨年度から始まりました「第8次三笠市総合計画」において、本市の目標人口を10年後、9,000人と決めました。

本市が、その目標に向かい発展していくためには、未来にわたり「安心して暮らせるまち」を維持することが基本であり、他地域と比較して優位にある特性を見つけ出し、「第8次三笠市総合計画」に登載した、「三笠ならではの資源」を活用した産業の活性化や移住・定住対策の実現に向けて、全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

2つ目には、行財政改革の継続であります。

本市の財政状況は、早い段階から行財政改革に取り組んできたこともあり、現在では危機的な状況から脱しつつありますが、国や北海道が抱えている財政問題などにより、今後本市に与える影響も予想されます。

このような中、「第8次三笠市総合計画」が確実に推進できるよう、一層の行財政改革の推進に努めなければならないと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」であります。

次世代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気でたくましく学びながら成長できるよう、学習やスポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実を進めてまいります。

また、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりや、地域に根差した社会教育などを通じ、誰もが生きがいのある充実した人生を過ごすことができるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、「生きる力」を育むことを理念とする新学習指導要領のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成に努めてまいります。

また、次世代を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、家庭・学校・地域が総がかりで子供を育てることが求められております。

こうした中、幼児教育については、幼稚園就園奨励費補助を継続するとともに、昨年度に引き続き子育てを応援する施策の一つとして、納めた幼稚園授業料などを市内で買い物ができる商品券で還元することにより、市民が子育てしやすい環境を整備し、さらに市内経済の活性化を図ってまいります。

学校教育においては、市内全小中学校において小中一貫教育を実践し、小学校から中学校へスムーズな移行を図り、確かな学びと豊かな心を育むとともに、昨年度、北海道では初となるコミュニティ・スクールの指定を受け、三笠小学校・三笠中学校において、地域が応援団となる学校づくりを継続し、教育環境の充実を図ってまいります。

また、英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけるために、幼児から小学校低学年までの親子を対象とした英語教室を週1回開催するとともに、スクールバスの運行及び定期券料金の補助による安全・安心な通学環境の確保や、いじめ問題などに対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施し、事件・事故から子供を守

り不安のない環境づくりに努めてまいります。

小学生全員の給食費無料化については、少子化対策支援として本年度も引き続き実施し、教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対しては、必要な支援を行うための支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

昨年度開校した市立三笠高等学校については、食物調理科の専門学科の高校として、食に関する高度な専門的な知識・技術を有する心豊かな人材を育成するとともに、地域に根差した学校づくりを目指し、教育環境の整備に努めてまいります。

また、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るための教育費や寄宿舎費の一部支援を引き続き行うほか、製菓コースの実習室及び民間活力を活用した寄宿舎の整備を進め、生徒が安心して学ぶ環境の充実に努めてまいります。

さらに、郷土出身者との連携や社会経験を積むことを目的に札幌三笠会総会へ出席し、学校運営への郷土出身者の理解と協力をいただくべく、努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、昨年度に引き続き、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道フットボールクラブが運営するコンサドーレ札幌からプロの指導者を招致し、子供たちが高度な技術や知識を習得するためのスポーツ環境づくりに取り組んでまいります。

施設管理面においては、運動公園内の体育施設及びパークゴルフ場サンパークについて、引き続き指定管理者の運営により、利用者へのサービスの向上を図るとともに、運動公園内の体育施設の整備を行い、利用の促進を図ってまいります。

また、利用者の安全・安心を確保するため、スポーツセンターの耐震診断調査を実施してまいります。

社会教育については、本市の社会教育行政の方向や基本姿勢などを示している「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人が楽しく学びあい、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を講じてまいります。

また、生涯学習や文化活動の拠点施設である公民館については、利用者の安全・安心を確保するため、耐震診断調査を実施してまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業を初め、地場産業の創出、企業誘致、商工業、観光などを緊密に連携させながら「三笠ならではの資源」を活用した産業の活性化や、たくましい産業構造の構築を図り、働きやすい環境づくりを目指して、人が元気で働けるまちづくりを進めてまいります。

農業については、意欲的な農業者の新たな取り組みを支援し、農業者の所得向上を図るため、農業チャレンジ補助金を引き続き実施するとともに、農村地域の維持のため、農地・水保全管理支払事業や中山間地域等直接支払事業のほか、農業担い手確保・育成対策

事業を引き続き実施し、農業の基盤強化に取り組んでまいります。

また、環境に配慮した農産物の生産を行うため、環境保全型農業直接支援対策事業を行うほか、農業水利施設の機能保全のため、国営造成施設管理体制整備促進事業を引き続き実施し、農業が持つ多面的機能の保全に取り組んでまいります。

商工業については、地域産業を育み、健全な発展を促進することを基本として、販路拡大など経営基盤の強化に取り組む市内の商工業者に対して支援を行うほか、事業者の高齢化に伴う後継者対策や増加傾向にある空き店舗などの活用に向け、商工業の担い手の確保や本市での開業を募る取り組みを強化してまいります。

また、現在策定中であります商工業の振興策や買い物不便対策など、各地域の将来のあり方をまとめる「三笠市商工業振興ビジョン」の完成を目指し、引き続き関係団体と連携し調査研究を進め、将来の持続可能な商工業機能の発展に努めてまいります。

起業化については、地域素材の特性を活かした地場産業の研究や事業展開のほか、地域産業に貢献する有益な事業活動に対し支援を行い、産業活性、雇用創出につなげてまいります。

さらに、地域資源の特性を活かした石炭地下ガス化を中心とした石炭資源有効活用に関する取り組みを推進するため、昨年度本市と室蘭工業大学が共同で開設した、三笠未利用石炭エネルギー研究施設を中心に、事業化に向け必要となるデータ収集及び調査を行い、これをもとに国や関係機関へ要望を行うほか、炭鉱坑内水の活用調査や本市の豊富な水資源を活用した魚の養殖などの立地に向けた諸調査に取り組んでまいります。

企業誘致については、長引く経済不況の中、依然として企業側の設備投資は進まず、企業進出が停滞している状況にあります。接触中の企業に対し、立地用地の価格設定など企業側のニーズと連動した柔軟な対応により、粘り強く交渉を続けるとともに、現在、国が推し進めている大規模な経済対策を視野に、成長産業など新規企業の開拓についても情報収集に取り組み、積極的な企業誘致に努めてまいります。

労働環境については、人材育成などの取り組みを行う企業及び団体に対し支援を行うほか、労働者に対する生活、教育資金の融資政策を引き続き実施してまいります。

また、本市における求人情報の提供や、引き続き実施されることとなった国の緊急雇用創出事業を積極的に活用し、失業者対策を図ってまいります。

観光については、地域の活性化を図るための重要な産業分野であると考えております。

本市の観光の核となる鉄道村は、民間活力により開業した三笠トロッコ鉄道との相乗効果もあり、年々利用者が増加していることから、引き続き三笠トロッコ鉄道との連携を強化させ、さらなる利用者の拡大を図る取り組みを進めるとともに、利用者の安全対策のための施設改修を行ってまいります。

また、西桂沢地区のみかさ遊園においても、ファミリー層を中心にリピーターが増加しており、隣接する桂沢国設スキー場とあわせ、引き続き利用者の安全確保と利用促進に努めてまいります。

桂沢湖周辺については、ダム事業が継続となったことから、幾春別川ダム連絡調整会議を再開し、桂沢開発の具体的な整備計画の策定に取り組んでまいります。

三笠地区については、中央公園に冬の華とも言えるイルミネーションの彩りを一層充実し、華やかさの演出とまちのイメージアップを図るとともに、昨年度から開催したイベントの充実に努めてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

市民が快適に暮らしていくために、健康で文化的な市民生活を将来にわたって確保していくことが必要であります。

豊かさを感じられる生活の場としての生活環境の充実や、自然との触れ合いを通じて生活に潤いと安らぎを与える都市環境の保全、市民生活に欠かせない社会基盤施設の整備、人口増加対策としての移住・定住施策の推進を図るとともに、暮らしやすい生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

交通環境については、市営バスの運行開始後7年が経過し、これまで利用者や市民の意見を聞きながら、路線の見直しなどを行ってきましたが、今後も地域住民の足である公共交通を守るため、利用実態に即した便数や料金体系の見直しを行い、運行維持に必要な基金の適正な運用を考慮しながら、市営バスの運行に努めてまいります。

また、市民の利便性を向上させるとともに、移住・定住の促進を目指すため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置について関係機関と検討してまいります。

冬の環境については、地球温暖化の影響により、今後も長期的に低温で豪雪傾向が続くと考えられ、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、町内会などと協働で行っているぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、不法投棄やポイ捨てのないクリーンなまちを目指し、監視体制の強化を図るとともに、ごみのないまちづくりを推進するため、意識啓発に取り組んでまいります。

生活排水処理については、今後も公共下水道への接続が見込めない地域における浄化槽設置の促進に取り組んでまいります。

環境衛生施設については、みどりが丘環境センター浸出水処理施設整備事業として、老朽化が著しい脱水機を整備するとともに、し尿処理場整備事業として、老朽化が著しい汚泥ホッパーを改修し、施設の管理運営に努めてまいります。

市営墓地については、清住墓地などの整備や柏町墓地の駐車場造成を行い、墓参の際に安心して利用できるよう、環境の整備に努めてまいります。

また、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指し、ごみの適正排出、適正処理の啓発を行い、ごみの発生抑制、再利用への意識高揚に向けた取り組みを進めてまいります。

市営住宅については、榊町団地建替事業の中層住宅1棟39戸の建設を継続するとともに、建てかえ用地内の市営住宅の除却などを実施してまいります。

また、3階建て中層住宅の屋根ふきかえ、屋上防水及び屋内排水管の改修、灯油集中配管設備の整備や平屋建て住宅の屋根塗装などの改修を計画的に進めてまいります。

さらに、周辺環境の改善と効率的な維持管理を図るため、空き老朽市営住宅を計画的に除却するとともに、移転集約化を進めてまいります。

個人住宅については、住みなれた住宅の居住性、耐久性の向上を図るため、住まいのリフォーム助成事業を引き続き実施してまいります。

若年層の市外からの転入及び定住化の促進を図るため、入居するための民間集合住宅の建設に対し助成する若者移住定住促進住宅建設費用助成事業や、市内民間住宅へ入居する若年層の転入者などに対し家賃を助成する若者移住定住促進家賃助成事業を引き続き実施してまいります。

加えて、市民や市外からの転入者に対して、新築住宅の建設費用や中古住宅の購入費用を助成する住宅建設等費用助成事業についても引き続き実施し、定住化の促進を図ってまいります。

また、移住・定住施策や子育て支援施策について、移住・定住の効果を上げるため、引き続き広く対外的かつ集中的なPRを行ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として、三笠地区の榊町において雨水管整備を公営住宅整備とあわせて行うほか、「公共下水道事業全体計画」の見直しを図るとともに、三笠浄化センターの機器更新、「長寿命化計画」の策定を進めてまいります。

治水・利水を目的とした幾春別川総合開発事業は、ダム事業の見直しにより、事業が凍結されておりましたが、関係地方公共団体からなる検討の場における事業の検討結果を踏まえ、国として本事業継続の方向が示されました。

ダム事業は本市並びに流域住民にとって重要な問題であり、一刻も早く新桂沢ダム、三笠ぼんべつダムを完成するよう、引き続き国等に強く要請してまいります。

また、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進及び清住地区の砂防事業について、北海道へ引き続き要請し、地域の安全確保に努めてまいります。

森林、河川などの自然環境は、潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産であります。特に森林は、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に大きな役割を果たしています。

この豊かな森林資源を守り育てるため、間伐を行う市有林環境保全整備事業を実施するほか、市有林内の下刈り、つる切りの整備を引き続き実施するとともに、計画的な森林整備を図ります。

桂沢湖周辺の整備については、民間の支援も受けながら、植樹による景観整備事業を実

施してまいります。

また、国や北海道など関係機関との連携により、森林の持つ公益的機能の向上や、環境保全と有効活用に努めてまいります。

道路については、市街地の道路整備やサンファーム地区と達布地区を結ぶ景観道路の整備を引き続き実施してまいります。

また、橋梁については、老朽化した砂利山橋の架け替えのため、調査などを行ってまいりましたが、本年度より工事に着手してまいります。

道路や排水の改修については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

河川については、市管理河川の治水対策として、川内苗圃の沢川及び萱野川の改修事業を計画的に行ってまいります。

また、昨年度発生しました儀惣の沢川の溢流問題事象について、浸水対策事業を行ってまいります。

公園については、初音公園及び美園緑地公園の老朽化した施設と遊具の更新を行い、利用者の安全確保に努めてまいります。

道道関係においては、主要道道岩見沢三笠線の東清住町から弥生区間と桂沢地区の整備促進や、一般道道岩見沢桂沢線の唐松地区と本町地区並びに主要道道三笠栗山線の早期着手について、引き続き北海道へ要請してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

生涯を通じて、心身とも健康で心豊かに安全・安心な生活を送ることは、いつの時代にあっても市民共通の願いであります。

子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康に生きる喜びと希望を持って、安全・安心な生活を送るための環境づくりや、互いに支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

また、市民の生命と財産を守る消防、救急、防犯体制を整えることにより、地域の暮らしを守る交通安全や防犯対策の充実を図り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

地域福祉については、社会福祉協議会との連携により、地域における見守りや交流を行う小地域ネットワーク活動の充実にも努めるとともに、地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制をより一層推進することにより、孤立しがちな独り暮らしの高齢者の実態把握と情報共有に努め、地域ぐるみで見守り支え合う体制を強化してまいります。

生活保護については、生活保護法に基づき適正実施に努めるとともに、稼働年齢層の能力活用や就業阻害要因の解消を図り、ハローワークとの連携や就労活動にサポートが必要な被保護者に対し、就労支援員の配置を継続し、被保護者の就労及び自立の助長に努めてまいります。

児童・母子・父子福祉については、子供たちが健やかに育ち、安心して保育を受けられ

るよう保育所における各種保育事業、児童館における放課後児童クラブ、自由来館、子育てクラブ、子育て相談などの子育て支援事業を実施してまいります。

また、子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、納めた保育料負担分を市内で購入ができる商品券による助成や、市内で乳児の紙おむつと交換できる引換券を支給することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに、市内経済の活性化を図ってまいります。

さらに、ゼロ歳児、1歳児の保育所入所者及び放課後児童クラブ利用希望者の増加により、三笠、三葉保育所の保育室及び児童館の放課後児童クラブ教室の増築による整備を実施してまいります。

母子福祉については、国の子育て支援などの強化による安心の確保に向けた取り組みにあわせ、通常、妊娠から出産までに必要な妊婦一般健康診査14回分の健診料を全額助成し、経済的負担の軽減を図ることで、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに努めてまいります。

地域医療については、安定的な医療の提供を行うとともに、高齢者の多い本市の実態を踏まえ、在宅医療を推進する必要があります。

そのため、一昨年3月に開設した療養病棟は、現在では稼働率も安定し、患者を初め、広くその家族にも安心を与える重要な医療サービスとなっておりますが、さらに高齢者に対するきめ細かなサービスを提供するため、訪問看護事業に取り組んでまいります。

また、病院施設については老朽化が著しいことから、今後のあり方について方向性を見出すことが急務となっている一方、地方自治体病院を取り巻く医療環境は、人口減少や診療報酬制度の改定などにより極めて厳しい状況となっており、本市の病院経営にも大きく影響を与えております。

このことから、国における病床再編の動向や医師派遣の実態を注視し、医療圏域における近隣市とのかかわりも考慮しながら、今後の望ましい市立病院のあり方について検討を進めるとともに、医師の派遣元である大学病院及び高度医療機関、近隣自治体病院などと連携し、安定した医療の提供に努めてまいります。

国民健康保険については、特定健康診査及び特定保健指導並びに人間ドックへの助成など各種検診を引き続き実施し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進することにより、医療費の抑制に努めてまいります。

また、国においては、後期高齢者医療制度を含め医療保険制度のあり方が見直されてきていることから、今後の動向を見据えながら、健全な運営に努めてまいります。

なお、健康優良家庭表彰については、引き続き実施してまいります。

健康づくりについては、全ての市民が住みなれた地域の中で自立して健全に暮らせるよう、各種健康診査や健康教育のほか、身体の機能維持を図るため、高齢者向けの室内運動教室を実施するとともに、日ごろから生活習慣の改善に取り組むことができるよう、生活習慣病予防水中運動教室を実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する乳がん及び子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診費用の全額助成を実施してまいります。

さらに、疾病予防の強化として、中学生までのインフルエンザ予防接種に対する費用を全額助成するとともに、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種費用を半額助成してまいります。

高齢者福祉については、高齢者が安全・安心な生活を送ることができるよう「第5期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービス、施設サービスなどを提供するほか、通院・買い物不便地域に居住している高齢者の経済的負担の軽減を図るため、バス運賃の一部を引き続き助成するとともに、高齢者に生きがいのある生活を援助するため、市内の温泉を利用できる入浴券などを無料で交付する敬老祝い温泉入浴券助成事業を引き続き実施してまいります。

また、長年にわたる貢献に感謝の意を表するとともに、高齢者福祉への理解と関心を高めるため、引き続き長寿祝い事業を実施してまいります。

介護保険については、「第5期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適切なサービスの提供と介護保険財政の健全化に努めるとともに、要支援や要介護状態になることを予防するため、介護予防水中運動教室や地域訪問事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、本年4月1日に施行される障害者総合支援法に基づき、障害者の定義に新たに難病が加わった形で障害福祉サービスを実施するほか、地域生活支援事業としてコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業を実施してまいります。

また、障害者が通院、社会参加のために利用するタクシー料金の一部助成を実施してまいります。

交通安全については、高齢化社会の進展とともに、高齢者が犠牲者となる事故や高齢者が第一当事者となってしまう事故が高い割合で推移していることから、関係機関と連携して高齢者に配慮した啓発事業を積極的に展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

市民生活の安全対策については、放置されている空き家が倒壊などにより、市民生活に危険が及ばないように、所有者などへの管理指導を徹底してまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯の整備及び維持管理を支援するとともに、引き続き関係機関・団体と十分に連携を図りながら、防犯意識の高揚や犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消費生活については、架空請求や振り込め詐欺、悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費生活相談窓口を充実強化するとともに、各関係機関・団体と連携し、啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全・安心なまちづくりを推進するため、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

また、消防救急無線については、利用高度化などを図るためのデジタル化に向けて、昨

年度に引き続き整備してまいります。

さらに、救命率の向上に向けて、医療機関と連携し救急隊員の資質の向上を図るための研修と救急救命士の養成を行うほか、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を積極的に開催してまいります。

防災については、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災を担う人材の育成に努めてまいります。

また、水害時に地域住民が安全に避難することができるための洪水ハザードマップをより詳細で見やすいものに更新し、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

さらに、災害情報や避難勧告を市民などに素早く伝達するため、携帯電話を活用した緊急速報メールの配信体制を構築して、より安全な環境づくりを進めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

本市の歴史は、自然がつくり出した石炭という産物を発見したことにより始まっております。

その石炭を産業としてまちが発展し、そこから生まれた歴史や本市の特徴である地質、化石、風土を活用した新たなまちづくりを進めるとともに、市民文化芸術振興条例の基本方針に基づき、人を育み地域文化を創るまちづくりを進めてまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中で生まれ、継承されてきたものであり、大切に保存し後世に伝えてまいります。

その中で、本市の豊かな歴史と資源を総合的に活用し、観光資源として地域の活性化に寄与することを目的に、平成25年度日本ジオパークネットワーク加盟の認定を受けるため、ジオサイトやPRコーナーの整備、ジオツアーの開催、学校教育と連携した活動など認定に向けた取り組みを行ってまいります。

博物館においては、各大学の化石研究機関及び博物館ボランティアなどと連携し、本市の特徴でもあるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根差した教育の場の提供などに努めるとともに、施設の整備を行い、来館者サービスの向上に努めてまいります。

また、本市の歴史について、大地と人間とのかかわり合いを学びながら理解することのできる特別展を開催してまいります。

北海道遺産の「みかさ北海盆おどり」については、地域に根差した文化振興と地域づくりの目玉としてまちの活性化を図るため、市民・企業・団体と連携し、全市的な取り組みとして開催してまいります。

北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

また、自主的な芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する三笠市民文化祭や郷土芸能5団体の運営費の一部を補助し、支援してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」であります。

現代は、市民や地域の多様化・高度化するニーズに加え、個性豊かな地域社会の形成が求められる地域主権時代を迎えております。

このような中、市民と自治体の役割分担を明確化し、「自らの手によるまちづくり」という市民の参加・協働意識の高揚のため、その基本として未来づくり基本条例を制定しております。

その精神に基づき、市民とともに考え協力し合いながら、人が未来に向かって夢を育てるまちづくりを推進してまいります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、協働ルームの一層の活発化を図り、市民との信頼関係を大切にしながら、連携した地域づくりを目指してまいります。

また、市政懇談会や多くの審議会、委員会のほか、未来づくり基本条例に基づく未来創造会議など、市民との対話の機会を大切にし、いただいたアイデアについては、できるだけ市政に反映するよう努めてまいります。

コミュニティ活動については、引き続き町内会などの住民組織の活動を支援するとともに、地域活動の拠点である市民センターを整備し、使いやすい施設として利用の促進を図ってまいります。

行政運営については、安全・安心なまちづくりに向け、災害時の拠点となる市役所庁舎の耐震補強工事や市民会館の計画的な整備を行うほか、時代に対応した新たな総合行政システムの更新や戸籍電算システムの導入に取り組んでまいります。

また、昨年度から取り組みを始めた、三笠市史を発刊するものであります。

さらに、情報の共有化については、引き続き広報みかさの見やすい紙面づくりに努めるとともに、ホームページなどを通して、情報の適切な公開により市内外への発信に努めてまいります。

財政運営については、引き続き事務事業の見直し、民間委託の推進、老朽不用施設の除却などによる歳出の削減を図るとともに、使用料・手数料の適正化、不用施設の売却など、収入確保に努めてまいります。

また、今後も地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、制限を受けない財政構造を維持するため、「公債費負担適正化計画」を自主的に策定し、確実に遂行してまいります。

さらに、本市の重要な財源である市税などについて、市民の納税意識の高揚に努め、納税に誠意の見られない滞納者に差し押さえなどの迅速な滞納処分を実施するとともに、債権回収専門会社への委託やインターネット公売の活用により、市民負担の公平化に努めてまいります。

私は、三笠市未来づくり基本条例に基づき、これまで先人が築き上げた誇りと豊かな自然、歴史と文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承するとともに、「三笠で生まれ」「三笠で育ち」「三笠で働き」「三笠の生活を楽しむ」という、安全・安心

で快適に暮らせるまちを構築し、次代を担う子供たちに、未来に向かって夢を育める、ふるさとを引き継いでいく責任があります。

私は、先人たちの開拓精神の気概を思い起こし、身の丈に合った市政を目指すとともに、「誰もが暮らしてみたい田園産業都市の構築」と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、未来に種をまく「第8次三笠市総合計画」の確実なる推進を図り、引き続き「市民の誰もが住んでよかったと思えるまちづくり」に全力を尽くしてまいりたい決意であります。

以上、平成25年度の市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、教育長から、平成25年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。

教育長。

（教育長北山一幸氏 登壇）

◎教育長（北山一幸氏） 平成25年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

近年、人と人とのつながりや地域コミュニティのあり方など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、子供たちの学ぶ意識の低下などが指摘されており、国においては「教育基本法」の理念を具体的実現するための「教育振興基本計画」に基づき学習指導要領を改訂し、子供たちの学力向上と「生きる力」を育むための取り組みが進められております。

次世代を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、直面する課題に立ち向かい、みずから乗り越えていく力を育てていくことが、今まさに教育に求められております。

こうした中、北海道において、空知管内教育推進の基本方針として「家庭・学校・地域が総がかりで子供を育てる」ことを掲げ、実践に向けて取り組んでおります。

一方、本市においても、児童・生徒の確かな学力を育成するため、新学習指導要領の趣旨や狙いをしっかりと踏まえ、学ぶ意欲の向上を図り、知識と技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成に努めてまいります。

このことから、本市の教育行政の執行に当たっては、国の教育改革の動向を注視しながら、第8次三笠市総合計画の基本目標に沿って、各施策を確実に執行していくとともに、地域に根差した全国に通じる教育を実践し、生まれ育ったふるさと三笠に愛着と誇りを持ち、将来に向かって夢や希望を描ける子供たちを育て、市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができる社会の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も大切な時期であり、生活や環境を通して創造的思考や豊かな心を育み、健康な体と望ましい習慣や態度を養うこ

とが求められております。

そのような中、子育て家庭においては、依然として低迷する経済の影響を受けて、教育費の負担軽減など、その対応が求められております。

このことから幼児教育の重要性を考え、幼稚園就園奨励費補助を継続するとともに、定住促進に向けた子育てを応援する施策の一環として、保護者が負担した幼稚園授業料などを市内で買い物ができる商品券で還元することにより、子育てしやすい環境を整備し、さらに市内経済の活性化を図ってまいります。

学校教育は、子供の有する能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家、社会の形成者として必要とされる基本的資質を養うことを目的としており、極めて重要であります。

本市においても、新学習指導要領の理念である「生きる力」をさらに育むため、基本的な考え方として、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知・徳・体のバランスを考慮した教育の実践に取り組んでまいります。

学校統合を機に市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールの指定を行った三笠小学校、三笠中学校において、地域が応援団となる学校づくりを継続し、子供たちの教育環境の充実を図ってまいります。

英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるために、外国語指導助手や英語にすぐれた方を講師として、幼児から小学校低学年までの親子を対象とした英語教室を週1回開催するとともに、市内外のさまざまな分野で活躍している三笠市出身の先輩を地域科などの授業に講師として招き、人生の夢や目標を子供たちに直接語りかけることにより、郷土愛を育み、一人一人の個性と能力を伸ばすことができる教育の充実に努めてまいります。

また、子供の虫歯予防において高い効果が認められているフッ化物洗口事業を本年度から全小学校で実施し、子供たちの歯の健康を守ってまいります。

学校統合に伴う環境の変化などによる児童への負担などを考慮し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級を実施するとともに、遠距離通学となる児童・生徒については、安全で安心な通学手段を確保するため、小学生については継続してスクールバスを運行するものであります。

一方、中学生については、定期路線バスの利用による乗車料金を補助してまいります。

教育環境の改善については、経年劣化による学校施設を計画的に整備するほか、三笠小学校スクールバンドや三笠中学校吹奏楽部の楽器を新たに購入し、子供たちが安心して学ぶ環境の充実に努めてまいります。

また、北海道教育大学幌内自然体験学習研究施設「i-HoLoNE」（アイ・ホロン）については、引き続き教育大学と連携を図り活用してまいります。

少子化対策支援については、本年度も引き続き「小学生の給食費無料化」を実施し、小

学校児童を持つ世帯の教育費の負担軽減と、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、障害を持つ子供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っていく必要があります。

障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行うため、岡山小学校、三笠小学校、三笠中学校に特別支援学級を開設するとともに、児童・生徒の状態が多様化している中、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、支援員を配置するなど、一層の充実を図ってまいります。

全国的には、日常生活や学校生活における児童・生徒のいじめや、非行、少年犯罪、不登校など、子供の事件、事故が後を絶たない状況にあります。

特に、社会問題となっている「いじめ」については、早期に対応するため、これまで同様スクールカウンセラーによる巡回相談を実施し、安心して相談できる環境整備を図り、子供たちの心のケアに努めてまいります。

また、「いじめに関する研修会」を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となって理解を深め、早期発見と防止を図ることができるよう必要な対策を講じてまいります。

安全対策については、不審者情報システムの活用をするとともに、青少年育成センターを中心に地域の協力を得ながら、事件、事故から子供を守る環境づくりと安全・安心の確保に努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

市立三笠高等学校については、開校以来「食のスペシャリスト」を育成すべく、専門学科の特性を十分に活かした高校として、学校経営の基本方針である「地域に開かれ、地域に教育の場を求め、地域とともに歩む」ことを実践しながら、食に関する知識や技術にとどまらず、商品の開発力やコミュニケーション能力など、多様化する社会の実情に対応できる力を持った生徒の育成に努めてまいります。

生徒確保対策については、少子化により生徒数が減少する状況の中、平成25年4月入学生も40名の定員を超える出願状況ではありますが、本年度においても引き続き全道各地の中学校を中心に訪問PRするとともに、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るための教育費や寄宿舎費の一部支援を引き続き行うほか、3学年がそろそろ平成26年4月には、120名の生徒数となることが予想されることから、製菓コース実習室及び民間活力を活用した寄宿舎の整備を進め、生徒が安心して学ぶ環境の充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会の急激な変化に対応して市民一人一人がいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会を実現するために、社会教育の果たす役割は重要であります。

このため、本年度は、本市の社会教育を推進する上で基本となっている「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人がみずからの意思と選択により楽しく学びあい、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を推進してまいります。

家庭教育は、子供に対する愛情の上にその責任を自覚し、基本的な生活習慣や自立心、家族を大切にする気持ちや他人への思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断など、心身の調和のとれた発達を育むものであり、教育の原点であります。

このため、親も子育てを通じ、ともに成長してもらうため、家庭教育に必要な知識や情報を子育て家庭に提供する2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」を継続してまいります。

また、基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因として指摘されていることから、国民運動として推進されている「早寝・早起き・朝ごはん」運動について、引き続き普及・啓発に努めてまいります。

青少年教育については、地域社会において大人や多様な年齢層の人々と触れ合っ他人を思いやる気持ちや感動する心、豊かな人間性や協調性などを身につけるために、家庭、学校、地域など社会全体で子供たちの教育に取り組むことが求められております。

このことから、学校教育を側面から応援する体制として、地域の人材を活用した「学校支援地域本部事業」などに取り組んでまいります。

また、地域の自然や特性を活かした体験学習を初め、リーダー養成のための研修などを行っている「三笠市地域子供会育成連絡協議会」の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、一人一人が豊かで充実した人生を過ごすため、学習領域が多岐にわたっており、新たな知識や技術を習得するニーズが高まってきております。

このことから、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために、公民館講座など、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供してまいります。

また、成人祭については、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする成人を市民全体で祝い励ますために、引き続き実行委員会との共催で実施してまいります。

高齢者教育については、「人生80年時代」を迎えて久しくなりますが、高齢者を取り巻く環境は一層厳しくなっており、みずからが主体的に生きる力が求められております。

このため、健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、引き続き第37回目となる「ことぶき大学」を開催し、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

また、三笠市地域子供会育成連絡協議会で実施している、子供たちとともに学び合う「世代間交流事業」を支援してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、広く市民に参加の機会を提供し、芸術文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

このため、本年度も質の高い芸術文化に触れる事業として、児童・生徒や保護者及び市民を対象にした小劇場や、昨年度に引き続いて三笠中学校と若手音楽家育成アヤメ基金によるジョイントコンサートを実施してまいります。

また、自主的な芸術・文化活動を推進するため、三笠市文化協会が主催する「三笠市民文化祭」の運営費の一部を補助し、支援してまいります。

歴史文化については、長い歴史や風土の中で継承され、育まれてきた貴重な財産であります。

これらの文化遺産を大切に保存・展示するとともに、後世に伝承するため、郷土芸能5団体の活動を支援してまいります。

北海道遺産である「みかさ北海盆おどり」については、本年度12回目を迎え、本市の一大イベントとして、まちの活性化と地域振興のため、市民・企業・団体などと連携を図り、全市的な取り組みにより、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催するとともに、踊りについては、従来の仮装踊りに加え、浴衣美人コンテストを継続し、市民参加型の魅力のある盆踊りとなるよう取り組んでまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き7月に開催してまいります。

公民館については、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくための自主的な文化活動や学習成果を発表する場として文化団体、サークルなどに提供するとともに、専門講師による公民館講座を開催し、市民に広く学習する機会を提供するなど、利用の促進を図ってまいります。

また、生涯学習や文化活動の拠点施設であるため、利用者の安全・安心を確保するため、耐震診断調査を実施してまいります。

図書館については、市民の読書活動を支援するとともに、地域の情報拠点としての役割を担う大切な施設であります。

特に、子供は本との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

このため、子供への読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である「かるがも会」などの各種事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行い、子供たちへよりよい読書環境を提供してまいります。

また、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心の触れ合うひとときを持つきっかけづくりのために乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと、乳児に絵本を贈る「ブックスタート事業」を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

さらに、耐用年数が経過している図書館蔵書検索システムを更新し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

博物館については、各大学の化石研究機関並びに博物館ボランティアなどと連携し、化石を初め、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を収集・保存し、研究・普及

活動の充実に努めるとともに、市内の小中学校の児童・生徒に対して三笠の自然や、化石を通じた地域の特色ある授業を積極的に支援してまいります。

また、三笠の歴史については、大地と人間とのかかわり合いを学びながら理解することのできる特別展を開催するとともに、市内外の児童・生徒が学校単位で博物館を利用して授業ができるよう、多機能研修施設の体験学習室や講演室など、施設の機能を活かした事業を展開し利用拡大を図ってまいります。

さらに、施設案内看板などの整備を行い、来館者サービスの向上に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、スポーツ少年団などが各種スポーツ大会に参加するための必要な経費について引き続き助成するとともに、スポーツ少年団活動を支援するため、プロの指導者を招致している「スポーツ環境充実事業」について、野球は「北海道日本ハムファイターズ」、サッカーは北海道フットボールクラブが運営する「コンサドーレ札幌」に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

パークゴルフ場サンパークについては、引き続き指定管理者により運営することとし、集客力を高めるため、太古の湯とのパック料金や博物館及び鉄道記念館との共通利用券と合わせたパークゴルフ場の割引制度を継続するとともに、コース管理に必要な備品を整備することにより、利用者へのサービス向上と利用の拡大を図ってまいります。

三笠運動公園内の体育施設については、指定管理者による施設管理を継続するとともに、施設整備を計画的に行い、利用の促進を図ってまいります。

また、利用者の安全・安心を確保するため、スポーツ活動の拠点施設であるスポーツセンターの耐震診断調査を実施してまいります。

以上、平成25年度の教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、子供たちが健やかに育つよう、市民の皆さんの御協力をいただくとともに、関係機関、団体などと連携を図りながら学習環境を整えていく必要があると考えます。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） ここで昼食休憩に入ります。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後0時57分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第13号から議案第20号までについて、市長から提案理由の説明を求

めます。

市長、登壇説明願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第13号平成25年度三笠市一般会計予算から、議案第20号平成25年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

平成25年度三笠市各会計予算について、最初に国の平成25年度地方財政対策であります。平成25年度の地方財政への対応に当たっては、昨年度同様、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理されており、通常収支分については、地方が安定的な財政運営を行えるよう、平成24年度と同水準の一般財源総額が確保されておりますが、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題への対応として、地方公務員給与費削減分に見合った事業費が計上されたことにより、地方交付税が前年度より、実質900億円減額されております。

こうした中、平成25年度における三笠市の予算は、どのような状況にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、今後も地方公共団体財政健全化法の制限を受けない財政構造を維持していくため、引き続き市債発行額をできる限り抑制し、公債費負担の適正化を図るとともに、行財政改革を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第13号平成25年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、主な政策的予算の内容について説明いたしますと、総務費では、更新時期となっている総合行政システムの更新を行うとともに、市民サービスの向上と事務効率化を図るため、戸籍電算システムの導入を行うほか、新産業の創造を図ることを目的に、三笠高校の生徒用寄宿舎を建設する事業者に対し、新産業創造等事業基金を活用し、補助するものであります。

また、石炭資源の有効活用に向けた地下ガス実証実験や日本ジオパークへの登録申請を行うとともに、ジオサイトの整備などを行うほか、テレビCMによる移住定住促進施策などのPR、旧北炭幌内炭鉱坑内水の調査などを実施するものであります。

民生費では、市民会館の屋上防水改修を行うほか、保育所及び児童館の環境整備を図るため、必要な施設改修を行うものであります。

また、市民の子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、乳児の紙おむつと交換できる引換券の支給や、納めた保育所負担金相当分を市内商品券により還元するほか、長

寿祝い金及び敬老祝い温泉入浴券の交付、高齢者へのバス運賃の一部助成、ぬくもり除雪サービスなどについて、引き続き実施するものであります。

衛生費では、生活習慣病予防対策として実施する水中運動教室に係る経費を引き続き措置するほか、予防ワクチンの接種費用について引き続き助成するものであります。

また、柏町・清住・弥生墓地の環境整備を実施するほか、下水道処理計画区域外の世帯に対し、浄化槽設置整備費補助金を措置するものであります。

労働費では、緊急雇用創出事業を活用し、議事録等の電子データ化に取り組むものであります。

農林水産業費では、意欲ある市内農業者等に対する施設等整備費用の一部助成を引き続き措置するほか、新規就農者等への支援を行うものであります。

また、森林環境の保全のため、市有林の間伐を行うものであります。

商工費では、商工業活性化事業やる気応援補助金を引き続き措置するほか、三笠鉄道村の整備費用などを措置するものであります。

また、まちのイメージアップを図るため、桂沢湖周辺に落葉広葉樹を植栽し、環境整備を行うものであります。

土木費では、引き続き計画的に市道、河川及び都市公園の整備を行うほか、市営住宅では、公営住宅ストック総合活用計画に基づく公営住宅の建てかえと、灯油集中配管整備や排水管改修など、既存住宅の維持整備により、居住環境の向上を図るとともに、個人住宅の安全性・耐久性の向上を目的に、リフォーム費用の一部を引き続き助成するものであります。

また、住宅の新築または購入費、若年層の市外からの転入・定住化の促進を図るための民間賃貸共同住宅建設費用、市外から転入する若者世帯への民間賃貸住宅家賃の一部助成を引き続き措置するものであります。

消防費では、通信の高度化を図るため、消防救急デジタル無線の整備を引き続き行うほか、洪水ハザードマップを更新し、市民の安全対策を推進するものであります。

教育費では、最初に学校教育関連分として、これまでの継続事業であります小学校の給食費を無料化する少子化対策支援事業、いじめ問題カウンセラー事業及びコミュニティ・スクール推進事業などについて措置するとともに、市民の子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、幼稚園の授業料等相当分の市内商品券による還元を引き続き行うものであります。

また、一人一人の個性と能力を伸ばす教育の充実を図るため、さまざまな分野で活躍している三笠出身の先輩を講師に招く授業の実施や英語力の向上を図るため、主に親子を対象とした英語教室を行うものであります。

次に、市立三笠高等学校関連分として、引き続き教育費や寄宿舎費の一部を市負担とするなど、必要な経費を措置するものであります。

次に、社会教育関連分として、引き続き国の制度を活用し、地域全体での教育支援活動

を実施するほか、スポーツを通じた教育を充実するため、引き続き北海道日本ハムファイターズと連携した野球指導、北海道フットボールクラブが運営するコンサドーレ札幌と連携したサッカー指導の強化を図るものであります。

また、公民館並びにスポーツセンターの耐震診断調査に必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず市税については徴収強化を図り、滞納者については法的措置に努め、収入の確保に取り組んでまいります。

諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地財計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料などについては、利用実態により積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて、全て計上するものであります。

継続費については、市営住宅建替改善等事業を措置するものであります。

債務負担行為については、戸籍電算システム導入事業などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は、85億9,938万1,000円となり、前年度当初予算額と比較して2億719万9,000円、率にして2.4%の減となるものであります。

次に、議案第14号平成25年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は、2億287万7,000円となり、前年度当初予算額と比較して2,765万2,000円、率にして12%の減となるものであります。

次に、議案第15号平成25年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、療養給付費及び高額療養費について、近年の医療費の増加を考慮し、相当額を措置するものであります。

また、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金等を措置するほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査及び特定保健指導の所要経費を引き続き措置するとともに、人間ドックへの助成及び各種がん検診に係る費用の助成事業、並びに生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、現行の料率等を据え置き、賦課限度額については、被保険者間の負担の公平化を図るため3万円引き上げ、70万円から73万円にするものであります。今後は、各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連で見込まれる全ての収入を措置し、なお不足する9,949万8,000円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は、17億7,932万8,000円となり、前年度当初予算額と比較して3,951万9,000円、率にして2.3%の増となるものであります。

次に、議案第16号平成25年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。介護保険財政を健全に運営するため、第5期介護保険事業計画を基本に平成24年度の決算見込額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、平成24年度決算見込額をもとに措置するものであります。

また、地域支援事業費については、認知症予防も加えた介護予防水中運動教室事業について、継続して実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、第1号被保険者の減少と各所得段階による区分について、平成24年度の決算見込額をもとに措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計の予算総額は、歳入歳出とも13億8,950万7,000円となり、前年度当初予算額と比較して2,795万5,000円、率にして2%の減となるものであります。

次に、議案第17号平成25年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸付については、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、全ての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分270万7,000円を見込み、基金運用

益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は、275万5,000円となり、前年度当初予算額と比較して6万6,000円、率にして2.3%の減となるものであります。

次に、議案第18号平成25年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全な水を安定的に供給するため、施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減などの経営努力をするほか、市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の増額により、総額3億1,106万7,000円を措置するものであります。

また、支出について職員給与等では、一般会計に準じて措置するものであり、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額2億9,041万6,000円を措置し、収支では2,065万1,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽配水管の改良、メーター器の取りかえが主な事業であり、2億3,890万2,000円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めるものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債を計上し、8,950万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億4,940万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は、5億2,931万8,000円となり、前年度当初予算額と比較して183万4,000円、率にして0.3%の減となるものであります。

次に、議案第19号平成25年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備と施設の適切な維持管理を図ることを基本として予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、下水道使用料の増収を見込み、総額5億593万8,000円を措置するものであります。

また、支出について職員給与等では、一般会計に準じて措置するものであり、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億65万9,000円を措置し、収支では、527万9,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、榊町の雨水管整備と三笠浄化セン

ターの機器更新、さらに公共下水道事業全体計画の見直しが主な事業であり、企業債償還金等を含む5億3,561万6,000円を措置するものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債及び国庫補助金のほか、一般会計出資金を計上し、2億7,461万5,000円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,100万1,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は、10億3,627万5,000円となり、前年度当初予算額と比較して640万4,000円、率にして0.6%の増となるものであります。

最後に、議案第20号平成25年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については安定した地域医療を提供するため、現状の体制を維持することを基本に、高齢化が進む本市の実態を踏まえ、訪問看護事業に取り組むことにより、医業収益を最大限確保するほか、経費の削減にも努め、安定的、効率的な経営を目指すものであります。

しかしながら、平成24年度の診療報酬改定が25年度以降にも影響し、資金不足が発生する見込みとなったため、新たな一般会計からの支援として、病院事務職員の人件費相当額を繰り入れるほか、なお不足する分については、年度内で財源確保に向け努力することとし、編成したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を一般・療養・精神病床患者を合わせて176人、1日平均外来患者を390人と設定し、入院、外来収益などを見込むとともに、訪問看護事業による収入のほか、新たな一般会計繰入金などを見込み、総額23億3,385万9,000円とするものであります。

また、支出では、必要経費として、総額23億9,420万5,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽化や医療サービスの充実を図るため、高速気腹装置などの医療用機械器具4品目の購入のほか、修学資金貸付金と企業債償還元金を合わせた総額1億4,670万円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債と一般会計出資金として、総額9,646万8,000円を計上するものであります。

以上により、病院事業会計支出予算の総額は、25億4,090万5,000円となり、前年度当初予算額と比較して1億4,157万2,000円、率にして5.3%の減となるものであります。

以上、議案第13号から議案第20号まで、一括して提案説明といたしますので、御審

議くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第13号から議案第20号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第13号から議案第20号までについての質疑は、3月13日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第2号から議案第4号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、日程の9 議案第2号から議案第4号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願ひます。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第2号三笠市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定から、議案第4号三笠市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第2号三笠市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。本条例の制定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関する必要事項を定めたものであります。

制定の内容は、対策本部の組織及び本部長、副本部長、本部員の任務のほか、対策本部会議の招集に係る事項等を定めるものであります。

施行期日は、法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日であります。

次に、議案第3号三笠市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営基準条例の制定についてであります。本条例の制定は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による介護保険法の改正等に伴い、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

制定の内容は、厚生労働省令で定める基準を準用及び参酌しており、定期巡回・随時対応型介護看護や、夜間対応型訪問介護等の従事者に係る基準及び員数等を定めるものであ

ります。

最後に、議案第4号三笠市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定についてであります。本条例の制定は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による介護保険法の改正等に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

制定の内容は、厚生労働省令で定める基準を準用または参酌しており、介護予防認知症対応型通所介護や、介護予防小規模多機能型居宅介護等の従業者に係る基準及び員数等を定めるものであります。

以上、議案第2号から議案第4号まで、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第2号から議案第4号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第5号から議案第9号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の10 議案第5号から議案第9号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第5号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定から、議案第9号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第5号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市証明等事務手数料条例の「別表」に低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等を新設するとともに、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等との整合性を図るため、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の戸数区分の追加、その他、

文言の整理を行うものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国の税制改正における扶養控除が見直されたことから、所得税及び個人住民税の税額と連動している保育所負担金の増額影響を可能な限り生じさせないための規定を追加するとともに、所得割及び所得税額を計算する場合における適用除外規定を追加するほか、文言の修正を行うものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、三笠市自立援助デイサービス事業における利用者の減少等に伴い、本事業を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市保健福祉事業利用料条例別表第1中「自立援助デイサービス事業」を削除するとともに、以下の項を繰り上げるものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険料の被保険者に係る賦課限度額を増額することから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、賦課限度額を3万円引き上げ、70万円から73万円にするものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

最後に、議案第9号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、三笠工業団地開発株式会社の清算終了に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠工業団地の土地取得における固定資産税の軽減措置に係る条文から「三笠工業団地開発株式会社」を削除するとともに、文言の整理を行うものであります。

施行期日は、平成25年4月1日であります。

以上、議案第5号から議案第9号まで、一括して提案説明申し上げますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第5号から議案第9号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第 1 1 議案第 1 0 号から議案第 1 2 号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の 1 1 議案第 1 0 号から議案第 1 2 号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第 1 0 号平成 2 4 年度三笠市一般会計補正予算（第 8 回）から、議案第 1 2 号平成 2 4 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第 2 回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 1 0 号平成 2 4 年度三笠市一般会計補正予算（第 8 回）についてですが、今回の補正は、既定予算額 9 3 億 6, 1 2 6 万 1, 0 0 0 円に 5 億 9, 1 2 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 9 9 億 5, 2 4 7 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。国の緊急経済対策等補正予算関連事業として、市役所庁舎の耐震改修や三笠鉄道村整備事業、及び通学路等の安全対策として、道路橋梁等新設改良事業や市営住宅の屋上改修、三笠小学校のグラウンド整備、三笠高校製菓実習室整備事業の 6 事業を実施するための費用を措置するものであります。

このほか、新たに取り組むべき事業や予算の整理として、総務費では、高速道路バスストップ設置に係る概略検討に伴う費用を措置するものであります。

農林水産業費では、国が創設した新規就農者等への給付金の追加費用を措置するものであります。

諸支出金では、病院事業会計の資金収支不足分に対する貸付金を措置するものであります。

そのほか、各款にわたり、事業費等の確定による予算の整理を行うものであります。

一方、歳入であります。国の補正予算関連新事業に係る交付金などのほか、過疎債ソフト事業分の財源更正や、事業費整理に伴う市債などの予算整理をし、歳出関連の特定財源 5 億 5, 1 2 1 万 1, 0 0 0 円を増額するほか、一般財源については、前年度繰越金の一部などを計上するものであります。

次に、繰越明許費の補正ですが、今回追加した国の緊急経済対策等補正予算関連事業の 6 事業において、実施時期が翌年度に及ぶことから追加するものであります。

地方債の補正については、緊急経済対策等補正予算関連事業分や過疎債ソフト事業分などを追加するほか、事業費の確定等に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第 1 1 号平成 2 4 年度三笠市下水道事業会計補正予算（第 2 回）についてですが、今回の補正は、一般会計負担金等の減に伴い、収益的収入について、他会計

負担金を減額するほか、他会計補助金を増額し、収益的収入の総額を5億1,617万5,000円とするものであります。

一方、収益的支出は、病院事業会計健全化対策費分の減に伴い、他会計補助金を減額し、収益的支出の総額を5億1,159万1,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は458万4,000円の利益になる予定であります。

また、資本的収入については、一般会計出資金を増額し、資本的収入の総額を2億6,365万9,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出の差し引きによる不足額は、2億5,020万5,000円となり、これに伴う補填財源として当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額及び、過年度分損益勘定留保資金、並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

最後に、議案第12号平成24年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、例年より気温の低い日が多いことから燃料使用量が増加したことなどに伴い、必要となる経費を措置するとともに、一般会計繰入金及び事業費における予算整理を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入において、一般会計繰入金を精算し、1,061万円を増額することにより、収入総額を22億587万8,000円とするものであります。

一方、支出では、不足する燃料費などについて1,006万3,000円を増額することにより、支出総額を23億67万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入支出であります。資本的支出のうち、建設改良費について、入札の結果に基づき減額するとともに、資本的収入についても、企業債の対象額が減額したことにより整理するものであります。

なお、不良債務の発生を防ぐため、一般会計から2,100万円の貸し付けを行い、この結果、平成24年度末においては、56万8,000円の繰越留保資金が生じる見込みであります。

以上、議案第10号から議案第12号まで、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第10号から議案第12号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第21号及び議案第22号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の 1 2 議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第 2 1 号市道路線の廃止及び議案第 2 2 号市道路線の認定について、一括して提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、市道本郷川沿線における未処理用地解消のため、当該路線を一旦廃止し、起点の変更を行い、改めて認定するものであります。

以上、議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号について、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第 1 3 議案第 2 3 号 三笠市公平委員会委員の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の 1 3 議案第 2 3 号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第 2 3 号三笠市公平委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員片桐昇氏及び安藤雄一氏の平成 2 5 年 3 月 3 1 日付任期満了に伴い、その後任者として、引き続き両氏を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

片桐昇氏は、昭和 1 3 年 7 月 1 2 日生まれで 7 4 歳、住所は三笠市幸町 1 0 番地 2 0 であります。

同氏は、平成 1 7 年 4 月 1 日から三笠市公平委員会委員に就任し、現在に至っております。

また、安藤雄一氏は、昭和16年2月7日生まれで72歳、住所は三笠市美園町8番地40であります。

同氏は、平成21年4月1日から三笠市公平委員会委員に就任し、現在に至っております。

両氏とも、三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案について、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第23号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第23号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第24号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の14 議案第24号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第24号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員森川輝男氏及び渡邊祥文氏の平成25年3月22日付任期満了に伴い、その後任者として、引き続き両氏を選任するとともに、新たに田中敬三氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

森川輝男氏は、昭和10年5月2日生まれで77歳、住所は三笠市美園町8番地50であります。

同氏は、平成7年3月23日から三笠市固定資産評価審査委員会委員に就任し、現在に

至っております。

また、渡邊祥文氏は、昭和24年3月11日生まれで63歳、住所は三笠市岡山334番地であります。

同氏は、平成22年8月20日から三笠市固定資産評価審査委員会委員に就任し、現在に至っております。

新たに選任する田中敬三氏は、昭和29年7月25日生まれで58歳、住所は三笠市有明町1番地9であります。

同氏は、平成8年6月から有限会社田中保険センター代表取締役役に、平成22年5月からは三笠市商工会理事に就任され、現在に至っております。

お三方とも、固定資産の評価について十分な学識経験を持ち、三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第24号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第24号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月7日から3月12日までの6日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

3月7日から3月12日までの6日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会いたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員